|  |  |
| --- | --- |
| 一般社団法人 日本鍛圧機械工業会指定用紙 | |
| 整　　理　　番　　号 |  |

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る仕様等証明書

|  |  |
| --- | --- |
| 設備の種類 | 機械及び装置 |
| 設備の用途又は細目 | 業用設備 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 当該設備の概要 | 設備の名称 |  |
| 設備型式 |  |
| 納入数量 |  |
| 納入年月 | ２０　　年　　　　月（実績又は予定を記入すること） |
| 設置場所 | （事業所名） |
| （所 在 地） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 該 当 要 件 | １０年以内に発売された製品であるか | １．該当　　　２．非該当 |
| 「生産性向上」（旧モデル比生産性年１％向上）に該当するか  （※）比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。 | １．該当　　　２．非該当 |
| 対象要件への該非 | | １．該当　　　２．非該当 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　当該設備は、上記のとおりであることを証明します。

該当要件欄に記載してある事項について

確認し、該当要件を満たしていることを証

明します。

２０　　年　　 月　　 日

〒105-0011

　東京都港区芝公園3丁目5番8号

　　　機械振興会館308号室

電話：03-3432-4579

　一般社団法人 日本鍛圧機械工業会

　　代表理事会長　　川西　宣明　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２０　　年　　月　　日

製造業者等の名称

製造業者等の所在地

代表者役職名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

担当者氏名

担当者連絡先（電話番号）

(注) 本証明書は、中小企業等経営強化法第１３条第４項に基づく経営力向上設備等であって、地方税法附則第１５条第４６項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件を満たしていることを証明するものです。当該税制の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法第１３条第１項に基づき経営力向上計画の認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額（１６０万円）以上であること、改正法（※）の施行日から平成３１年３月３１日までに取得すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは当該税制の概要をご参照ください。

（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>）

※中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成２８年法律第５８号）

【チェックリスト】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | 製造業者記入欄 | 証明者  チェック欄 |
| 該　　　　　当　　　　　要　　　　　件 | 販売開始日の要件 | 当該設備は、取得等をする年度から起算して１０年以内に販売が開始されたものである。 | １．該当　　　２．非該当 |  |
| ＜当該(申請する)設備の販売開始年＞  販売開始年：２０　　年  取得等をする年：２０　　年 |  |
| ＜一代前モデルの発売開始年＞  １．あり（販売開始年：２０　　年）  ２．なし |
| 「生産性向上」要件 | 当該設備の一代前モデルと比較して年平均１％以上の生産性向上を達成している。  （※）比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。 | １．該当　　　２．非該当 |  |
| ＜比較指標＞  （＊）以下の１～４までのいずれかの指標で比較。  　１．生産効率【　　　】  　２．精度【　　　】  　３．エネルギー効率【　　　】  　４．その他【　　　】  ＜指標数値＞  （一代前モデル）：  （当該設備）　 ：  ＜生産性向上＞  　年平均　　％ |  |
| 対象要件への該非 | | | １．該当　　　２．非該当 |  |